

令和 8 年 2 月 27 日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（判例紹介編）

捧 大地

<今回の学習>

【東京高決平成 20 年 4 月 30 日（判時 2005 号 16 頁〔百選 6 版「97」）】

～補助参加の利益～

第 1 事実の概要¹

1 事案

B が運転するレンタカーに同乗していた A が同車が海中へ転落水没したことにより溺死した事故（本件事故）について、A の相続人である X ら（一審原告、抗告人）は、A を被保険者とする搭乗者傷害保険契約に基づき、保険者である Y 損害保険会社（一審被告、相手方）に対し保険金の支払を求める訴訟を提起した（基本事件）。

基本事件の訴訟では、保険金請求権の要件である事故の偶発性（急激かつ偶然な外来の事故により A が死亡したこと）をめぐる争われたところ、Y は、保険契約者は異なるが、同じく A を被保険者とし X を保険金受取人とする保険契約（以下、「本件保険契約」という。）の保険者である Z 損害保険会社（補助参加申出人、相手方）に訴訟告知をし、これを受けて Z は補助参加を申し出た。Z が保険者である本件保険契約においても、被保険者 A が急激かつ偶然な外来の事故により A が死亡したことが X への保険金支払義務の発生要件となっていた。

2 原審の判断

原審は、基本事件の訴訟において事故の偶発性が認定され Y の保険金支払義務が認められると、この判断が、Z が X らから本件保険契約による支払義務請求がされた際の事故の偶発性の判断に影響を与え、Z の本件保険契約上の法的地位ないし法的利益に影響するとして、Z の補助参加を許容した。

3 抗告

X らが抗告した。

第 2 決定要旨²

原決定取消し（確定）。

「民事訴訟法 42 条の補助参加申出に対し補助参加が許されるのは、申出人が訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られ、法律上の利害関係を有する場合とは、

¹ 堀野出「判例評釈」百選 6 版 202 頁

² 堀野出「判例評釈」百選 6 版 202 頁

当該訴訟の判決が参加申出人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される。

Z は、本件事故について、X らに対する Y 及び Z の保険金支払義務の有無を判断するに当たっては、いずれも本件事故が急激かつ偶然な外来の事故であるか否かを決める必要があり、基本事件における上記争点に対する判断は Z が X に対して保険金支払義務を負うか否かの判断に対して影響を及ぼすおそれがあり、基本事件の訴訟において、本件事故が急激かつ偶然な外来の事故に当たるとの判断がされれば、X が Z に対して保険金の支払を求めることが予想され、基本事件の訴訟の判決が Z の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合に当たり、Z は基本事件の訴訟の結果につき法律上の利害関係を有するものと主張する。」

「しかし、Y と X らとの間の基本事件保険契約による法律関係と、Z と X らとの間の本件保険契約による法律関係とは、同一被保険者につき死亡を原因とする保険金を給付する同種の保険契約関係というにすぎないものであり、相互に損害を填補し合う関係にある旨の主張立証はないから、何ら法的関連や関係がない。基本事件において、争点である被保険者である A に生じた本件事故が偶然な外来の事故に当たるか否かが決せられたとしても、Z と X との間で、本件事故による A の死亡についての保険金支払義務の存否につき法律上何ら影響するものではなく、Z の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に何ら影響することはない。ただ、同一の争点に対する判断として、これが参考にされ、事実上影響することがあるというにすぎないのであり、このような影響を与える関係を法律上の利害関係ということはできない。

基本事件において、Z に Y への補助参加を認めても、上記事実上の影響以外には何ら法的な関係がない以上、両者間に参加的効力を観念する余地はなく、X らとの間でも何らかの法的効果を考える余地はなく、Z には補助参加制度が前提とする法律上の利害関係がないことは、このことから明らかというべきである。」

第 3 判例評釈

民訴法 42 条は、補助参加の要件として、「訴訟の結果について利害関係」（補助参加の利益）を第三者に要求する。

この「訴訟の結果」について、「判決主文で示される判断でなければならない」とする「訴訟物限定説」と「判決主文に限らず判決理由中の判断でも足りる」とする「訴訟物非限定説」がある。そして、どちらの説を採用するかで結果に違いが生じてくる。

堀野出先生³によると、「判例が錯綜してみえ」たり、「訴訟物限定・非限定の態度決定を控えつつ事案に対応するのが主傾向となっている」とされる。

この理由として、堀野先生は、「参加の利益に関し参照される裁判例は多数当事者訴訟の

³ 堀野出「判例評釈」百選 6 版 203 頁

他分野に比して下級審のものが多くみられ、実際、参加申出を受けた事実審の裁判所は、補助参加の一般理論の形成や整合性への配慮もさることながら、それよりも、眼前の事案をいかに公平・適切に審理するかに腐心していることが窺える」とご説明される。

このように、いまだ、議論・定見が定まっていない分野の一つである。

以 上